

和歌山県工業技術センター微生物資源分譲要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県工業技術センター（以下「センター」という。）が保有する微生物資源（以下「センター保有微生物資源」という。）の分譲に当たり、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(分譲の対象)

第2条 分譲に応じるセンター保有微生物資源は、別表のセンター保有微生物資源の種類（品名）の欄に掲げるとおりとする。

(分譲申込)

第3条 センター保有微生物資源の分譲を希望する団体又は個人（以下「分譲希望者」という。）は、微生物資源分譲申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

(分譲承諾等)

第4条 所長は、分譲希望者から申込書を受領したときは、分譲の適否について判断するものとし、分譲することが適当と認めた場合にあっては微生物資源分譲承諾書（別記第2号様式）を交付し、分譲しないことが適当であると認めた場合にあってはその旨を通知する。

2 所長は、前条の微生物資源分譲承諾書を交付するに当たり、必要があると認める場合は、当該微生物資源の分譲を承諾するために必要な条件を付すことができる。

(分譲価格)

第5条 センター保有微生物資源の分譲を受ける者（以下「譲受人」という。）は、別表のセンター保有微生物資源の種類（品名）の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の分譲価格の欄に定める分譲価格を負担する。

(センター保有微生物資源の利用)

第6条 譲受人は、センター保有微生物資源の性質が、変異等により変化する可能性があること及び生物、環境等に危害を及ぼす可能性があることを認識し、微生物の取扱いに熟知した者がセンター保有微生物資源を適切に取り扱うための設備、安全管理体制の構築等必要な措置を講じなければならない。

2 譲受人は、センター保有微生物資源の利用に関する一切の行為をするに当たり、法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を必要とする場合又は法令上行政機関に届出（行政手続法第2条第7号に規定する届出をいう。以下同じ。）をする必要がある場合においては、当該許認可等を受け、又は当該届出をしなければならない。

3 譲受人は、センター保有微生物資源の利用に関する一切の行為が第三者の知的財産権等を侵害するおそれのあることを認識し、自らの費用と責任において必要な一切の措置を講じなければならない。

4 譲受人は、センター保有微生物資源の利用により得られた成果を公表する場合は、事前にセンターにその旨を通知しなければならない。

5 譲受人は、センター保有微生物資源を利用して商業的利用を実施する場合は、センターにその旨を通知しなければならない。この場合において、センター保有微生物資源を利用したことを商品又は広告に表示するときは、事前にセンターにその内容を通知しなければならない。

6 譲受人は、センター保有微生物資源の利用による特許等を取得しようとする場合は、事前にセンターと協議しなければならない。

(禁止事項)

第7条 所長は、譲受人に対し、次の各号における行為を禁止する。

- (1) センター保有微生物資源を承諾された目的以外に利用すること。
- (2) センター保有微生物資源を譲受人以外の者に分譲すること。
- (3) センター保有微生物資源を分譲することを目的として培養すること。
- (4) センター保有微生物資源を親株として、変異体、融合体等を作製すること。
- (5) センター保有微生物資源を含む原料、製品等から微生物を分離することなどにより、新たに微生物株を取得すること。
- (6) 前各号に定めるほか、前条の規定に従わないでセンター保有微生物資源の利用をすること。

(承諾の取消し)

第8条 所長は、譲受人が前条の規定に従わない場合又は災害その他やむを得ない事由が生じた場合は、第4条の承諾を取り消すことができる。

(免責の範囲)

第9条 センターは、センター保有微生物資源の利用等一切の行為に起因し、又はこれに関連して譲受人に何らかの損害が発生した場合において、センターの故意又は重過失によるものでない限り一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのないもので必要がある場合は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

別表（第2条及び第5条関係）

センター保有微生物資源の種類 (品名)	分譲形態	分譲価格	
		和歌山県内に住所又は 事務所を有する場合	それ以外の場合
<i>Saccharomyces cerevisiae</i> (和歌山酵母)	拡大培養物	3,860 円	4,630 円
	スラント	8,400 円	10,080 円
<i>Saccharomyces cerevisiae</i> (古道酵母)	拡大培養物	3,860 円	4,630 円
	スラント	8,400 円	10,080 円
<i>Saccharomyces cerevisiae</i> (ウメ酵母)	拡大培養物	3,860 円	4,630 円
	スラント	8,400 円	10,080 円
<i>Saccharomyces cerevisiae</i> (じゃばら由来酵母)	拡大培養物	3,860 円	4,630 円
	スラント	8,400 円	10,080 円
<i>Saccharomyces cerevisiae</i> (KODO. ec159)	拡大培養物	4,250 円	5,100 円
	スラント	9,170 円	11,000 円
<i>Saccharomyces cerevisiae</i> (KODO. ec162)	拡大培養物	4,250 円	5,100 円
	スラント	9,170 円	11,000 円
<i>Saccharomyces cerevisiae</i> (青)	拡大培養物	4,250 円	5,100 円
	スラント	9,170 円	11,000 円
<i>Euglena gracilis</i> (ユーグレナ Kishu 株)	スラント	和歌山県所有特許権等実施許諾要領 (平成 25 年 9 月 1 日制定) 別紙実施料 算定基準に定める基準を参酌し、別途書 面により定める額	

備考

- 1 「拡大培養物」とは、センター保有微生物資源を液体培地において培養したものをいう。
- 2 「スラント」とは、センター保有微生物資源を斜面培地において培養したものをいう。
- 3 *Euglena gracilis* (ユーグレナ Kishu 株) の項は、当該センター保有微生物資源を国外で使用する場合に限り適用するものとする。

微生物資源分譲申込書

和歌山県工業技術センター所長 様

年 月 日

申込者 住所
団体名又は個人名
譲受人氏名
電話番号

和歌山県工業技術センター微生物資源分譲要綱の規定を了解し、下記のとおりセンター保有微生物資源の分譲を受けたいので申し込みます。

記

利用目的					
分譲希望日 年 月 日					
	品名	分譲形態	単位（本）	単価（円）	金額（円）
1					
2					
3					
合 計					

注意事項等

- 1 和歌山県工業技術センター微生物資源分譲要綱の規定を遵守いただけない場合及び災害その他やむを得ない事情が生じた場合は、分譲の取消し又は延期を行うことがあります。
- 2 分譲日は、御希望のとおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

微生物資源分譲承諾書

年 月 日

申込年月日 年 月 日

申込者 住所

団体名又は個人名

譲受人氏名

電話番号

〒649-6261

和歌山県和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター所長

(公印省略)

登録番号 T4000020300004

合計金額（税込） 円

センター保有微生物資源の分譲について、下記のとおり承諾します。

記

利用目的					
分譲希望日 年 月 日					
	品名	分譲形態	単位（本）	単価（円）	金額（円）
1					
2					
3					
				合計（10%対象）	
				内 消費税額	

分譲の条件

- 1
- 2
- 3

注意事項等

- 1 和歌山県工業技術センター微生物資源分譲要綱の規定を遵守いただけない場合及び災害その他やむを得ない事情が生じた場合は、分譲の取消し又は延期を行うことがあります。
- 2 分譲日は、御希望のとおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。